令和５年度　呉市立長迫小学校いじめ防止基本方針

平成２７年３月２４日策定

１　いじめ防止基本方針の策定

この基本方針は，いじめ防止対策推進法（以下，「法」という。）第１３条の規定に基づき，本校におけるいじめの防止，いじめの早期発見及びいじめへの対応（以下，「いじめの防止等」という。）についての基本的な考え方や具体的な対応等について定めるとともに，それらを実施するための体制について定める。

２　いじめの定義等

本基本方針におけるいじめについて，法第２条を踏まえ，次のとおり定義する。

「いじめ」とは，児童(生徒)に対して，当該児童(生徒)が在籍する学校に在籍している等当該児童(生徒)と一定の人的関係にある他の児童(生徒)が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童(生徒)が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は，表面的・形式的にすることなく，いじめを受けた児童(生徒)の立場に立って行う。

具体的ないじめの態様には，次のようなものがある。

○ 冷やかしやからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる
○ 仲間はずれ，集団による無視をされる
○ 軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする
○ ひどくぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする
○ 金品をたかられる
○ 金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする
○ 嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする
○ パソコンや携帯電話等で，誹謗中傷や嫌なことをされる　等

これらの「いじめ」の中には，犯罪行為として取り扱われるべきと認められ，早期に警察に相談することが重要なものや児童(生徒)の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるような，直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては，教育的な配慮や被害者の意向への配慮の下，警察と連携した対応を取る。

３　いじめの防止等に係る基本的な考え方

いじめの問題に取り組むに当たっては，本校の児童の実態や生徒指導上の課題について確認し，組織的，継続的にいじめのない学校を構築するために，本校教職員及び関係者の認識の共有と徹底を図る。

(1) いじめ問題への認識

ア　いじめは人間として絶対に許されない行為であり，児童の心身に深刻な影響を及ぼし，生命をも奪いかねない人権に関わる重大な問題である。

イ　いじめは全ての児童に関わる問題である。

(2) いじめの問題への指導方針

ア　いじめは絶対に許されない行為であるという認識の下，毅然とした態度で，いじめられている児童の立場に立って指導する。

イ　全ての児童がいじめを行わず，いじめを認識しながら放置することがないよう，いじめが，いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて，児童が十分に理解できるよう指導する。

ウ　いじめの問題は，教職員の児童間や指導の在り方が問われる問題である。児童一人一人の個性に応じた指導の徹底や望ましい集団づくり等を進めることにより，児童自らがいじめをなく

そうとする態度を身に付けられるよう指導する。

(3) いじめの問題への対応

ア　いじめの防止については，全ての児童が安心して学校生活を送り，様々な活動に取り組むことができるよう，学校の内外を問わず，いじめが行われなくなることを目指して行う。

イ　いじめ問題への対応は，学校における最重要課題の一つであり，一人の教職員が抱え込むことなく，学校が一丸となって対応する。

ウ　家庭と十分な連携をとりながら，いじめの中には，警察等関係機関と早期の連携が重要となるものがあることを十分認識して取り組む。

４　実施体制

いじめの問題に取り組むにあたり，教職員は平素からいじめを把握した場合の対応の在り方について理解を深めておく。

いじめの防止等に関する措置を組織的実行的に行うため，「いじめ撲滅プロジェクトチーム」を校内運営組織に位置付ける。

５　「いじめ撲滅プロジェクトチーム」の設置

(1) 目的

教職員，児童生徒，保護者，地域住民等によるプロジェクトチームを設置し，年間を通して，いじめゼロの実現を図る取組を充実させる。

いじめ防止年間活動計画の中に，具体的な取組を明記する。

(2) 構成員

ア　教職員（校長，教頭，事務長，生徒指導主事，いじめ防止委員会等）

イ　児童（児童会『計画委員会』代表）

ウ　保護者（ＰＴＡ会長，ＰＴＡ役員）

エ　地域住民（民生委員児童委員，学校評議員）

(3) 取組内容

ア　小中合同あいさつ運動（母校への挨拶ボランティア）
　　あいさつシンボルマーク・標語を応募しポスター作製，掲示，啓発・広報

イ　保護者によるいじめ相談窓口の設置，学校・学年通信による
　　「いじめ相談窓口」や学校の取組等の広報

ウ　「いじめ撲滅プロジェクトチーム会議」を学期に１回以上設定

エ　その他いじめの防止等に必要な取組

６　いじめ防止等に係る具体的な取組

次の事項について，いじめ撲滅プロジェクトチームと連携を図りながら，取組を推進する。

(1) 教職員の取組

ア　いじめ防止等に係る教育相談体制及び生徒指導体制の構築

イ　いじめ防止等に係る校内研修計画の策定

ウ　いじめ防止等に係る関係機関連携

エ　いじめの防止及びいじめの早期発見を目的とする年間計画の作成

オ　いじめの防止及びいじめの早期発見に係る児童生徒及び保護者への啓発・広報

カ　いじめ防止等に係る相談窓口の設置・広報

キ　いじめが発生した場合の対応マニュアルの作成（別紙１）

ク　重大な事態が発生した場合の緊急対応チームの編成及び対応マニュアルの作成（別紙２）

ケ　必要に応じた心理等外部専門家の招聘

(2) いじめ撲滅キャンペーン

ア　目的

児童生徒一人一人が児童会からなる「いじめ防止委員会」を中心に自主的な活動を通していじめに対する問題意識を高めるとともに，いじめは絶対に許さないという心を育む。

イ　期間

いじめ撲滅強化月間６月初旬～７月初旬，10月初旬～11月初旬

ウ　取組内容

(ｱ) 「いじめ防止委員会」が中心となり，いじめ撲滅のための取組の話し合い，全児童参加による活動（標語，ポスター，縦割り遊び，読み聞かせ等）

(ｲ) 「いじめゼロ」の幟旗を立て，挨拶運動やいじめ撲滅の呼びかけ

(ｳ) 「公正・公平」「信頼・友情」等の内容項目で道徳参観日を実施，懇談会での保護者啓発（学校における道徳教育や本時の授業，いじめ撲滅キャンペーンの取組の説明等）

(ｴ) 学校・学年便りによるいじめ撲滅キャンペーンの取組紹介，いじめ問題について家庭で考える契機とする

(ｵ) 読書ボランティア「めっきらもっきら」による「公正・公平」「信頼・友情」等の内容項目に関わる読み聞かせ

(ｶ) いじめ撲滅プロジェクトチームの参画によるいじめ撲滅の気運の高揚

(3) いじめの早期発見

ア　児童が教職員に悩み等を打ち明けられるような信頼関係の構築

イ　休み時間や放課後の雑談等での児童の観察，日記・生活ノート等を活用した交友関係や悩みの把握

ウ　年３回のアンケート調査（児童，保護者）や個人面談により，児童の悩みや人間関係の把握

エ　養護教諭等と連携し，児童が気軽に悩みや不安を相談できる教育相談体制の確立

オ　保健室や相談室の利用，電話相談窓口等について学校便りや学年便りで広く周知
中学校区のスクールカウンセラーによるスクールカウンセリングの周知

(4) いじめへの対応

ア　関係児童からの迅速な事情聴取，事実関係の確認

イ　いじめられている児童の身の安全を最優先に考え，いじめている側の児童には毅然とした態度での指導

ウ　傍観者の立場にいる児童に対してもいじめているのと同様であることの指導

エ　いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは，いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から，呉市教育委員会と連携し，所管警察署に通報，援助の要請

オ　いじめ問題が起きたときには，家庭との連携をいつも以上に密にし，学校側の取組を伝えるとともに，家庭での様子や友達関係等についての情報を集め，指導に生かす。

カ　指導後も継続して十分な注意を払い，折に触れて必要な指導を行う。

キ　状況に応じて心理や福祉の専門家等，外部専門家の協力要請

7　重大事態への対応

重大事態が発生した場合，速やかに「緊急対応チーム」を編成し，事態に対応するとともに，事実関係を明確にし，同種の事態の発生の防止に役立てるための調査を行う。

(1) 重大事態の意味

いじめの「重大事態」を，法第２８条に基づいて，次のとおり定義する。

一　いじめにより当該学校に在籍する児童(生徒)の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二　いじめにより当該学校に在籍する児童(生徒)が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 具体的な対応

発生事案について，緊急対応チームにおいて重大事態と判断した場合は，呉市教育委員会に報告するとともに，全教職員の共通認識の下，いじめられた児童(生徒)を守ることを最優先としながら，適切な対応や調査を迅速に行う。

ア　問題解決への対応

① 情報の収集と事実の整理・記録（情報集約及び記録担当者の特定）

② 緊急対応チーム編成

（校長，教頭，生徒指導主事，養護教諭，学級担任）

③ 関係保護者，教育委員会及び警察等関係機関との連携

④ ＰＴＡ役員との連携

⑤ 関係児童への対応

⑥ 全校児童への指導

イ　説明責任の実行

① いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報の提供

② 全校児童保護者への対応

③ マスコミへの対応（窓口の一本化）

ウ　再発防止への取組

① 教育委員会との連携のもと，関係機関との連携

② 問題の背景・課題の整理，教訓化

③ 取組の見直し，改善策の検討・策定

④ 改善策の実施

８　検証と実施計画等の見直し

ア　いじめ撲滅プロジェクトチームにおいて，各学期末にいじめ防止等に係る振り返りを行い，その結果に基づき，実施計画の修正を行う。

イ　いじめ撲滅プロジェクトチームにおいて，各種アンケート，いじめの認知件数及びいじめの解決件数，いじめ防止等に係る具体的な数値を基に，年間の取組を検証し，次年度の年間計画を策定する。

いじめ対応マニュアル

別紙１

いじめに発展する可能性のある事案の把握・いじめの把握

生徒指導主事に報告

校長，教頭に報告

いじめ対応チームの招集（管理職，生徒指導主事，養護教諭，関係担任等）

【対応の方針の決定・役割分担】

１　情報の整理
- いじめの態様，加害者，被害者，関係者，周囲の児童(生徒)の特徴

２　対応方針
- 緊急度の確認（自殺，不登校，脅迫，暴行等の危険度を確認）
- 事情聴取や指導の際に留意すべきことを確認

３　役割分担
- 被害者からの事情聴取と支援担当
- 加害者からの事情聴取と指導担当
- 周囲の児童と全体への指導担当
- 保護者への対応担当
- 関係機関への対応担当

関係機関との連携
- 呉市教育委員会
- 呉警察署
- 子育て支援課
- スクールカウンセラー

【当該児童生徒への事実確認】
1　被害児童からの聴取
2　周囲の児童からの聴取
3　加害児童からの聴取

事実の究明と支援・指導

【事情聴取の際の留意事項】
- 当該児童等への事情聴取は複数教員で行い，場所や時間に配慮
- 児童が安心して話せる人や場所に配慮
- 関係者からの情報に食い違いがないかを確認
- 情報提供者についての秘密を厳守し，報復等が起こらないよう細心の注意を払う

いじめ対応チームで協議
- 確認した内容を報告し，全体像を把握
- 被害児童及び加害児童への対応協議
- 学級指導の内容協議

家庭訪問（被害児童）
事実報告，加害児童への指導内容説明
学校と連携した支援

全教職員で情報の共有

来校（加害児童）
事実報告，指導内容説明
学校と連携した指導

謝罪の場の設定

全教職員で今後のいじめの対応についての共通理解

各学級での指導

経過観察

※　関係児童への面談の記録（担任）
※事案内容，対応の記録（生徒指導主事）

いじめ撲滅プロジェクトチーム会議での連携

重大事態対応マニュアル

別紙２

重大事態の発生

現場での事態収拾
校長が状況を判断し，対応方針を指示

警察連絡
（犯罪行為や入院が必要な事故）
必要に応じて救急車の要請

緊急対応チームの編成
（迅速に，組織的に，見落としなく対応）

呉市教育委員会に第一報
（５Ｗ１Ｈで報告）

緊急対応チームで緊急対応
（情報収集・整理・共有，対応方針の検討）

マスコミ対応
（校長が対応）

緊急職員会議
（状況説明，対応方針の説明，校長の指示，教職員の役割分担）

被害児童への支援
保護者との連携

加害児童への指導
関係児童への指導
保護者との連携

病院・警察との連携

教育委員会との連携

全校児童生徒への指導
（被害児童・保護者の了解を得て）

ＰＴＡ役員との連携
保護者会等の開催

緊急対応チームで今後の対応検討

職員会議

問題の背景分析

呉市教育委員会に事故報告を提出
正確に，簡潔に，明瞭に，レイアウトの工夫

課題の根本的な解決
（生徒指導体制の見直し
教育相談体制の見直し
開かれた学校づくり）